

評糝米平全集

明治四十年七月十二日印
明治四十年七月十五日發行
大正二年九月一日再版發行

定價金壹圓

著者

飯田季治

東京市牛込區東根町二十番地

發行者

今津隆治

東京市日本橋區下槇町十番地

印刷者

河本龜之助

東京市京橋區築地二丁目二十番地

印刷所

株式會社 國光社

東京市京橋區築地二丁目二十番地

東京市日本橋區下槇町

發行所

序

評釋業平全集序

飯田季治ぬしは故武郷翁の季子にしてよく家學をつがれさきに乃翁の日本書紀通釋を發行せられ又その家集蓬室集をも世に公にせられその孝志いまのわかうどの中にはいと稀に見る所なりまた歌のこれにつきてはとし頃おのれにいひあはされけるがこのほど評釋業平朝臣全集をたづさへられこれがはしに言くはへよとあるにひとわり見もて行けばあまたの書どもを考へあはせられていとつばらにものせられたる世のためにもいとよきものになんありけるぬしのなべてのわかうどにことなり情に厚く誠の筋にこゝろざゝれけるはそのかみの人みな藤原氏の鼻息をのみうかゝふ世にありて朝臣のひとり秀でられたるにもいとよく似たりさればかゝるかたに先づ心をかたふけてひそかにおのが志をもこの中によりて洩らされたるならし考

證などのくはしきは更なり歌の解釋もおのづからさる心より朝臣の
心をもおしはかられたることに今の世にしては雨夜の星ともいひ
つべしおのれは何の學びもなくかゝることにはいとときさがなれ
どぬしの志に感じかつ年ごろのちなみもあればいなみがたくていと
おほけなけれどひと言かくなん

たちまよふ霞は晴れてさやかにも

はるやむかしの月のかげ見ゆ

梔園のあるじ

小出 粲しるす

賀茂の岩本橋本は。業平。實方なり。人の常に云ひまがひ侍れば一年参りたりしに。老たる宮司の過しを呼びとゞめ尋ねて侍りしに。實方は御手洗に影のうつりける所と侍れば。橋本やなほ水の近ければと覺へ侍る吉水和尙『月を愛で花をながめし古へのやさしき人は此處にありはら。』と詠み給ひけるは。岩本の社とこそ承りおき侍れど。おのれらよりはなかなか御存知などもこそさぶらはめと。いとうやうやくしく云ひたりしこそいみじくおぼえしか。

（つれづれ草）

評釋業平全集目次

序 論

..... 一—三八

在原業平朝臣

..... 一

朝臣と才學

..... 三

朝臣と惟喬親王

..... 五

朝臣と藤原氏

..... 六

朝臣の東下

..... 一六

在中將系圖

..... 二〇

在中將年譜

..... 二一

朝臣の歌と伊勢物語

..... 二四

本書と業平朝臣集及び同拾遺集

..... 二九

朝臣の歌

..... 三三

業平朝臣集評釋

..... 三九—一八二

業平朝臣集拾遺評釋

..... 一八三—二五七

序

論

評釋業平全集

飯田季治著

序論

在原業平朝臣

在原業平朝臣は。平城天皇第三の御子。阿保親王の第五子にして。御母は桓武天皇の皇女。伊登内親王と申しき。即ち桓武平城二帝の

皇孫なり。天長三年父親王表を奉りて曰く。無品高岳親王(平城帝第一皇子)の男女には。先きに王號を停めて朝臣の姓を給ひぬるに。臣が子息は未だ改姓に預らず。既に昆弟の子たり。寧ぞ齒列の差を異にすべきと。是に於て其兄君。仲平。行平。守平等の王と共に。姓を在原朝臣と賜ひぬ。夫よりして人臣の列に降り。承和十四年春正月藏人に補せられ。嘉祥二年從五位下に叙せられ。貞觀四年從五位上に昇り。五年左兵衛督となり。六年左近衛少將に任せられ。七年右馬頭を拜し。十一年正五位に叙せられ。十五年從四位下に進み。元慶元年右近衛中將となり。尋で從四位上に叙せられ。二年相模權守を兼ね。三年藏人頭に任せられ。四年正月美濃權守を兼ね。同年五月二十八日五十六歳にして薨じぬ。辭世の歌に曰く『遂にゆく道とは豫て聞きしかど昨日今日とは思はざりしと』。その在原氏にして五男なりしより。人呼んで在五中將と稱へ。略して又在中將といふ。

長子を棟梁（棟梁は棟梁之臣の名義にして。棟と梁と也。古來是をひねやなと訓むは甚だ其謂れなし）と呼び。次子を滋春と名づり。共に國歌に巧みにして。勅撰の集にも其詠數多出でたり。孫元方また斯道（みち）に秀絶の聞え高く『年の内に春は來にけり一と歳を去年とやいはむ今年とやいはむ』の一首は。古今集の卷頭に飾られて。女童部も皆よく之を知れり。世に物の上手の二代に亘れるは罕なりとする處なるを。斯くばかり國歌の道に妙なる人の。つぎつぎに世に出でられたるは。珍らしくも亦榮譽ある一家と謂ふべし。

朝臣と才學

三代實錄卷第卅七。元慶四年五月二十八日の記事に云。從四位上行右近衛權中將兼美濃權守。在原朝臣業平卒云々。業平體貌閑麗。放縱不拘。略無才學。善作和歌。とあり。されど此の略無才學の無

字は有[◎]字の誤ならむと眞淵翁は云へり。實に語勢の上よりするも。略無^シ才學とは言はるべき事にあらず。且つ同書貞觀十四年五月の記事に。十七日丙戌。勅遣^{シテ}正五位下行右馬頭在原業平^チ。向鴻臚館勞問渤海客^チ。是日賜^フ客徒時服^ニとあるに因るも。才學無き者を故らに撰びて。外交の大事を掌どらしむるの謂^{いは}あるべくもあらねば、是は必ず有[◎]字の誤にして。實は略^ぼ才學ありとなるべし。本居翁が說に朝臣は藤原氏に甚だ忌れたる狀^{さま}なれば。或は後に有[◎]の字を无^ムの字に換へられし様の事ありしも量り難しと。これ或は然らむ歟。また蓬室翁雜錄に云。三代實錄に。業平體貌閑麗。放縱不拘。略有[◎]才學善^シ作^ル和歌^ヲ。有[◎]字諸本無に作れども。大永四年五月二十五日の奥書ある卜部兼夏宿禰の寫されたる卷の抄本の校字に有[◎]に作れりとあり。是ぞ尤も正本とはすべからむ。想ふに藤氏の撰べる史^{ふみ}に。朝臣の履歷を叙して才學の上に逮べるを見れば。其いといしく蔑り難きものありけむは

推て知るべし。あはれ其才其學を以て。藤原氏に阿諛したらむには、高位顯官も得て望むべかりしならむを。潔く雄々しき心に之を快しとせず。かへりて藤氏の專横を憤り。惟喬親王派の首領となりて相争ひしが爲め。遂に藤氏一統の嫌忌する所となり。はては後の世までも惡しざまにあだなる名のみ傳へらるゝに至りしならむ。

朝臣と惟喬親王

惟喬親王(惟喬或作惟高)は。文德天皇第一の御子にして。御母は正四位下左京大夫紀名虎の第二女。更衣紀靜子なり。帝深く親王を寵愛し給ひ。東宮に立てむと思し給ひけれど。第四の御子惟仁親王(御母は良房の女明子)の外祖父藤原良房を憚り給ひて果さず。事遂に止みぬ。天安元年いまだ冠せざるに特に帶劔を聽され。四品を授けられ給ひ。二年太宰帥と爲り。貞觀五年彈正尹と爲り。六年常陸太守

と爲り。十四年上野太守に遷り給ひしが。同年七月十一日。疾に寢ね頓に家出して御髪をおろし。法名を算延と稱へて小野の山里に遁れ給ひぬ。されば世に小野宮の稱あり〔又稱水無瀬宮。或木原親王〕寛平九年二月御年五十四歳にて薨じましぬ。業平朝臣此の親王に深く心を寄せ奉り。いかで帝位に即かせ奉りて。藤氏専横の世を掃き清めむと思ひ構へられし迹あるは。集中に其心を詠める歌あるに依りて明かなり。こゝに紀氏系圖を按ずるに。親王の御母靜子の更衣の兄君。紀の有常に二人の女あり。次女は敏行朝臣の室。長女は業平朝臣の配たり。さらぬだに勤王の志深き朝臣の。斯く淺からぬ御由縁にさへまつはりたれば。此の親王の御爲に心血を瀝ぎて盡されたりけむは。また推量るに難からざるべし。

朝臣と藤原氏

業平朝臣は、いたく藤氏に忌憚せられしが如き迹あるは、普く史家の言ふ所なれど。正史記録は是を傳へず。たゞ其體貌の麗はしかりしと。渤海の使客に接せしと《三代實錄》二條の後に通はれしと《大鏡》宇多天皇の未だ殿上人にておはしける時。殿上の御倚子の前に相撲ひて天皇を投げ倒し。高欄を打折られしが。其折目世々に膳はず。折れ乍らに残し傳へしといふ事《大鏡》續世續。辨内侍日記其他二三の逸事を見るのみ。されば今にしては亮かに其事を知るべからねど。是を集中の歌に索めて。當時の史によあはせ按ふに。朝臣は仁明天皇の承和の末に至る迄は、何事もあらで年月を送り給ひしが如く。從て藤氏に忌憚せらるゝが如き辭もあらざりけらし。是は朝臣が廿三四歳のほど也。是より先き彼の承和の變ありて。仁明天皇その皇太子恒貞親王を廢し。道康親王《文德帝》を撰びて是に換へさせ給ひしが。親王立太子《承和九年八月》の後二年にして。第一の御子惟喬親王は生

れ給へり。されば文徳の御門。御位に即かせ給はん曉はしも。此の親王の皇太子に立たせ給はんは。素より論を俟つべきにあらねば。紀氏の歎びは言ふも更なり。藤氏專横の世を憤れる人々はしも。竊かに此の御子の御行末幸多かれと禱りぬ。朝臣は寔に其一人にてありし也。此の後三年(承和十四年)にして第二の御子惟條親王生れ給ひぬ。是亦紀の静子の産む所なり。後また三年(嘉祥三年)文徳帝即位に先だつ事數月にして。第三の御子惟彥親王生れ給ふ。滋野朝臣貞主の女の産む所也。あはれ藤氏にしては。冬嗣の女古子。良房の女明子。良相の女多加幾子。藤原年子は子等ありと雖も。未だ一人の御子をだに擧げ奉らず。此の秋に於ける藤氏の顔色なかりしや思ふべし。斯くて嘉祥三年春三月。仁明天皇崩じ給ひて。文徳の帝御即位あり。いよゝ惟喬親王こそ皇太子には立たせ給ふべけれと。朝臣も紀氏も憑^{たの}めたりしを。御即位より五日に方りて藤原良房(文徳帝の御母仁明

皇后の兄君の女明子あきらけいこ。第四の御子惟仁親王を産み奉れるに。良房竊かに權威を振ひて。遂に此の御子を皇太子に据え奉りぬ。即ち天皇御即位の年の十一月。御子生れ給ひて纔かに九個月なりき。是より先き。藤氏は惟仁親王を。紀氏は惟喬親王を。互に太子に据え奉らむとして。争ふところありしが如し。されば此の時業平朝臣は。紀の有常等と共に黨くみして。甚いたく良房等に抗したりけむ。これその藤氏に嫌忌せらるゝ。そもくの始めなるべし。

文徳の帝良房に憚り給ひて。いと寵愛し給ふ第一の御子を二の町となし。惟仁親王を立てゝ世嗣の御子と定め給ひしよりして。愈いよ惟喬の御子を憐み給ふ事限りなく。惶かしこくも常に叡慮安からずおはせしがごとし。されば一と年とせ左大臣源信朝臣を召して。四方山の御物語の末。皇太子惟仁親王の未だ幼冲なるが故をもて。その長ひさとなり給はむ日まで。惟喬の御子に帝位を踐ませむの御志をはのめかし給ひ

ぬ。御さが優柔に過ぎ給へる帝にして是事あるは、或は業平朝臣等の竊かに献策する所ありしに因る歟。時は齊衡の末年なるべし。此の事大鏡裏書に見えたり。其文に云。承平元年九月四日夕。参議實頼朝臣來也。談及古事。陳云。文德天皇最愛惟喬親王。干時太子幼冲。帝欲先暫立惟喬親王。而太子長壯時。還繼洪基。其時先太政大臣〔藤原良房〕作太子祖父爲朝重臣。帝憚未發。太政大臣憂之。欲之使太子辭讓。是時藤原三仁善天文。諫大臣曰。懸象無變。事必不遂焉。爰帝召信大臣清談良久。乃命以立惟喬親王之趣。信大臣奏曰。太子若有罪須廢黜更不還立。若無罪亦不可立他人。臣不敢奉詔。帝甚不悅。事遂無變。無幾帝崩。太子續位。云々〔大日本史卷九十一惟喬親王傳〕にも之れを錄せり。是の文に據れば。始め良房。帝の御心を惶みて之を容れ奉らむとせしが。藤原三仁の諛言に依りて心忽ち一變し。再び異議を挿挟み奉りしが如し。是に於てか又紀藤原氏の間争ひは起